

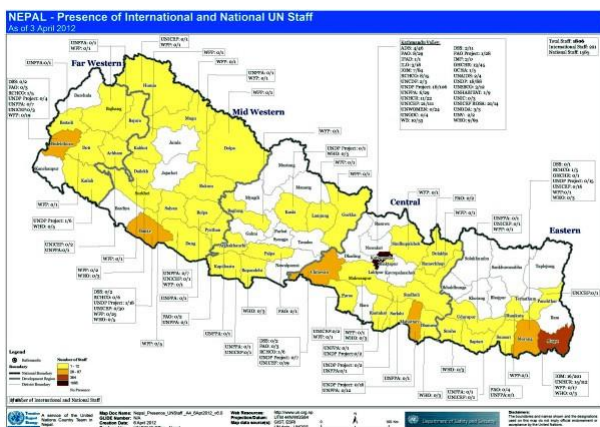
- 2016/01/28 ネパール憲法，誉められたり貶されたり
- 2016/01/26 京都の米軍基地(88): 魅力的職場としての基地
- 2016/01/25 ネパール憲法，改正
- 2016/01/23 オリ首相の強権化，米が警告
- 2016/01/22 マデシと UML が衝突， 3 人死亡
- 2016/01/21 興味深い憲法入門：文庫と新書
- 2016/01/15 国歌の包摂民主主義化：イギリスとネパール
- 2016/01/15 京都の米軍基地(87): 米軍・自衛隊・監視カメラ
- 2016/01/15 京都の米軍基地(86): 沖縄の今日は京丹後の明日
- 2016/01/14 オリ内閣拡大，最高裁追認
- 2016/01/10 憲法修正，103 議員が 24 案提出
- 2016/01/08 中国人観光客のビザ代免除
- 2016/01/07 石油類「灰色」市場
- 2016/01/05 世俗国家大統領の寺院「公式」参拝
- 2016/01/02 暖冬異変，花咲き実ふくらむ
- 2016/01/01 石油・ガス販売，一部自由化

## ネパール憲法，誉められたり貶されたり

ネパール政治が難しいのは，一つには，当事者でない外国や国際機関がことあるごとに介入し，それらを国内勢力がそれぞれ外圧として便利に利用することにある。たとえば，憲法について，国連事務総長と人権監視(HRW)が 1 月 26～27 日，こんなことを言っている。

### ▼潘基文国連事務総長 (Daily Press Briefing, Jan 26; Himalayan, Jan 27)

憲法第一次改正は，「憲法問題解決への重要な一歩」，「国境物資補給路の正常化に寄与」。関係者が自制し，平和的な話し合いと「包摂民主主義」に則り解決に取り組むことを願う。



■ネパール各地の国連機関

### ▼人権監視(「ネパール:政情不安が新憲法前進の妨げ」1月27日)

タイの反憲法闘争により、50人以上が死亡し、生活必需品や医薬品が十分輸入できなくなった。震災復興も滞っている。「ネパール政府は40億ドル以上の震災復興援助金を受け取りながら、犠牲者にはまだ1ドル分すら配分していない」(ブラッド・アダムズ HRW アジア局長)。

憲法は、いくつかの重要な改善はあるものの、とくにタイの諸民族は排除されたと感じ抗議を始めた。9月には約45人が死亡したが、住民側の死亡は治安部隊の「過剰な実力行使」によるものだ。

「ネパール政府は、反対派と交渉することなく、インド政府が対ネ経済制裁をしている——インド政府は否定——として、インド政府を糾弾した。」(同)

「人権監視は、新憲法は国内の400万人以上の無国籍住民の問題に十分に対応するものではないばかりか、母がネパール人、父が外国人の子供たちにこれまで以上に不利な諸条件を課すものである、と指摘した。」(同)

「ネパールは、多くの無国籍住民を含むすべての社会共同体の期待に応えるため、長年にわたって議論し憲法を準備してきた。……ところが、主要諸政党は、人道危機の混乱を利用して憲法を通し、これにより市民の多くを深く傷つけ、人道危機をさらに悪化させてしまった。」(同)



■HRW「世界報告 2016」

潘国連事務総長や人権監視の善意は疑わないし、それぞれの発言にもそれなりの根拠はある。しかし、それはそうとしても、独立主権国家の内政にいちいち外から介入し、絶好の外圧の口実を提供し、紛争の火に油を注ぐようなことをするのは、いかがなものであろうか？

谷川昌幸(C)

2016/01/28 at 18:39 カテゴリー: [平和](#), [憲法](#) Tagged with [Human Rights Watch](#), [内政干渉](#), [国連](#)

[京都の米軍基地\(88\): 魅力的職場としての基地](#)

米軍基地は、日本人にとって、経済的にも文化的・社会的にも極めて魅力的な職場だ。京丹後の米軍基地では、何人くらい雇用されることになるのだろうか？（参照：[京都の米軍基地\(87\): 米軍・自衛隊・監視カメラ](#)）



### 基本給

勤務する職種ごとに基本給表・等級(1~10等級)が決められています。主な職種の基本給額は、以下のとおりです。

基本給表	事務・技術関係	技能・労務関係	警備・消防関係	医療関係	看護関係
等級	1~10等級	1~10等級	1~7等級	1~5等級	1~4等級
基本給額 (円/月/1ヵ月)	例)管理専門職 (4等級1号俸~) 187,700円~	例)重車両運転手 (6等級1号俸~) 185,600円~	例)移動出陣警備員 (2等級1号俸~) 168,600円~	例)歯科衛生士 (3等級1号俸~) 173,900円~	例)看護職 (2等級1号俸~) 174,400円~
	例)エンジニアリング専門職 (6等級1号俸~) 224,300円~	例)カウンター・アシスタント (3等級1号俸~) 148,500円~	例)消防員 (2等級1号俸~) 168,800円~		
備考	過労、試用料は1号俸から始まり、1月1日の定期昇給により毎年俸給はアップしていきます。				

※ 基本給額は、平成27年1月1日現在のものであり、変更されることがあります。

### 諸手当

一定の要件を満たした場合に、手当が支給されます。

主な諸手当	内容
扶養手当	家族等を扶養している在米員に支給されます。 【配偶者：13,000円】 【配偶者以外の被扶養者：1人につき 6,500円】 ※ 配偶者以外の被扶養者1人目については11,000円
通勤手当	交通機関等を利用して通勤する在米員に支給されます。【限度額：55,000円】
住居手当	借家借家に居住している在米員に支給されます。【限度額：27,000円】
地域手当	主に民間企業の高い地域において勤務する在米員に支給されます。 横田支隊、横須賀支隊及び空母支隊が管轄する在日米軍基地が該当します。 【支給額（基本給+扶養手当）×支給率（3%~18%）】
時間外勤務給	所定の勤務時間以外に勤務した在米員に支給されます。
夏季・年末手当	夏季(6月1日、12月1日)に在籍する在米員に支給されます。 【夏季の1.9ヵ月(夏季)、2.2ヵ月(年末)、合計4.1ヵ月分】
寒冷地手当	寒冷地に勤務する試用期間在米員及び留任在米員に毎年11月から翌年3月までの間に支給されます。 三沢支隊が管轄する在日米軍基地が該当します。
退職手当	雇用が終了する常用在米員に支給されます。

### ■在日米軍従業員募集案内(エルモ)

谷川昌幸(C)

2016/01/26 at 17:33 カテゴリー: [軍事](#), [平和](#) Tagged with [米軍基地](#), [経ヶ岬](#), [経済的徴兵制](#), [Xバンドレーダー](#), [京丹後](#)

## ネパール憲法, 改正

ネパール憲法が1月23日、改正された(第一次憲法改正)。制定・公布・施行が2015年9月20日だから、4か月足らずでの改正。

▼立法議会(定員601, 現議員総数596)

賛成461

反対 7

欠席128

改正されたのは、第42(1)条、第84(5)(a)条、第286(5)条。改正後の憲法正文がまだないので正確ではないかもしれないが、新聞報道によると、主な改正は次の通り。

## 第 42 条 社会的公正への権利

(1)[国家諸機関への比例的包摂参加の権利を保障。ただし、包摂単位となる帰属社会諸集団から「青年」と「先住民(アディバシ)」を削除し、15 集団としたことの意味は不明。]

## 第 84 条 代議院の構成

(1)(a)[「小選挙区は、「地理と人口」によってではなく、「人口」を第一に、「地理」を第二に考慮して、区画する。]

## 第 286 条 選挙区区画委員会

(5)[選挙区は、「人口」を第一に、「地理」を第二に考慮して、区画する。また、各郡に、少なくとも 1 選挙区を割り当てる。]

この改正の結果、国家諸機関への社会諸集団比例包摂参加が強化され、またタライへの小選挙区議席配分が増加するとみられている。

▼タライ 20 郡 = 79~80 議席

丘陵・山地 55 郡 = 85~86 議席

この第一次憲法改正は、比例的包摂をさらに一步前進させたが、マデシ諸派にとっては不十分なものであり、とくにタライ2州の要求は完全に無視された。そのため、マデシ諸派は、第一次憲法改正文書を焚書にし、反憲法・反政府闘争の継続を宣言した。

他方、マデシ闘争を暗黙裡に支援しているとされるインド政府は、外務省スワラプ報道官が第一次憲法改正を「歓迎すべき前進」と述べ、一定の評価はした。しかし、おそらくこれは、訪中と訪印を天秤にかけているオリ首相への揺さぶりとみるべきだろう。もしそうなら、インドの「暗黙の」マデシ支援は続き、マデシ闘争も終息しないことになる。

ネパール憲法は、改正前でも十分に包摂的であったし、ましてや改正後はさらに包摂的となった。しかし、それでもなお、マデシや他の非主流派諸集団を満足させられない。包摂民主主義は、理念は美しいが、運用は難しい。ネパールは、本当にそれを使いこなせるのだろうか？

いずれにせよ、ほんの4か月前、制憲議会の圧倒的多数の賛成をもって制定した憲法を、その憲法による選挙もせぬまま、同じ議会、同じ議員が改正する。あまりに安易。朝令暮改！ 憲法といえば、国家の根本法。それをコロコロ変えては、憲法の権威が損なわれ、国家統治そのものへの信頼すら失われてしまうであろう。

[参照]

\*1 KESHAV P. KOIRALA, "Nepal makes first amendment of its constitution four months after promulgation," The Himalayan Times, January 23, 2016

\*2 "Four months after promulgation, Parliament endorses first amendment to the constitution," Kathmandu Post Report, Jan 23, 2016.

\*3 KALLOL BHATTACHERJEE, "India welcomes amendments in Nepal Constitution," The

Hindu, January 24, 2016.

\*4 “INDIA SAYS AMENDMENT A POSITIVE DEVELOPMENT,” Republica, 24 Jan 2016



■ Amit Ranjan, “Diversity and Inclusion in Nepal– Hot from Rubbles,”

January 19, 2016 (MADHESI YOUTH, January 25, 2016)

谷川昌幸(C)

2016/01/25 at 18:44 カテゴリー: [インド](#), [議会](#), [憲法](#), [民族](#), [民主主義](#), [中国](#) Tagged with [タライ](#), [マデシ](#), [inclusion](#), [包摂](#), [包摂民主主義](#)

## [オリ首相の強権化, 米が警告](#)

アメリカ国務省のブリンケン副長官が1月22日夕方(ネパール時間), オリ首相に電話し, 間接的な表現から, 統治強権化への危惧の念を伝えた。



U.S. Embassy Nepal @USEmbassyNepal - 16時間

RT @USAmbNepal: Dep Secty Blinken's Call with PM Oli: "Take concrete steps to resolve the political impasse": [ow.ly/XpFog](#)

ブリンケン副長官は, 具体的な事件を直接名指ししていないが, 22日夕方の電話だから, 当然, その日のモランでの警官隊銃撃事件を念頭に置いていることは明白だ。(参照:[マデシとUMLが衝突, 3人死亡](#))

米国務省 HP(1月22日)記載の電話会談要旨によれば, ブリンケン国務副長官はオリ首相に対し

(1)「ネパール人すべての利益を考えること」

(2)「一方的な手段をとらないこと」

を要請した。

たしかに, いくらなんでも自分の党(UML)の集会を守るため, 反対派マデシのデモ隊に向け警官に実弾を発射させ, 3人を殺し, 十数人に負傷を負わせるのは, 過剰防衛だ。アメリカが警告するのはもっともである。

これは深刻な大事件だが, いまのところネパール・メディアはあまり大きくは報道していない。サッカーチーム帰国報道の方がはるかに大きい。メディアも, 変になりかけているのではないか。





内山奈月・南野森『憲法主義』PHP 文庫, 2015 年 11 月, 760 円



AKB48の内山奈月さんを相手に、南野森九大教授が憲法について講義。憲法の主要な論点について要領よく解説されており、分かりやすい。欲を言えば、内山さんの発言がもう少しほしい。多少大胆であっても、質問とか反論とか、若者として思うところが率直に投げかけられていると、議論がより深まり豊かになっていたのではないだろうか。

[カバー解説] もしも国民的アイドルが、日本国憲法を本気で読んだら……。本格的な内容と読みやすさで専門家からも高い評価をえた憲法入門書が、コンパクトな文庫サイズになった。気鋭の憲法学者が高校生アイドルに講義をした内容を、ほぼそのまま収録、全5講義で、憲法の重要ポイントがほぼ語り尽くされている。「恋愛の禁止は憲法違反か？」など、身近な例も豊富で、憲法の本質が誰にでもわかりやすくつかめる1冊。

木村草太『憲法の創造力』NHK 出版新書, 第7刷 2015年8月(第1刷 2013年), 780円



著者は首都大学東京准教授で、久米宏「報道ステーション」コメンテーターの一人。機知にとんだ面白い例を要所に織り込み、憲法の重要問題について議論。つい陥りがちな陥穽にハッと気づかされることも少なくない。

[カバー解説] 良い憲法を創るということ。それは、新憲法を制定することでも、憲法を改正することでもない。憲法の原理を理解した上で、そこから、想像力を駆使して、より良き国家・社会のルールを創造することなのである。それはいかに可能か。君が代斉唱、一票の格差、9条などホットな憲法問題を題材にして、気鋭の憲法学者が、先端的な憲法学の成果を踏まえながら精緻かつ大胆に考察する。これまでにないラディカルで実践的な憲法入門書。

谷川昌幸(C)

2016/01/21 at 17:03 カテゴリー: [憲法](#) Tagged with [南野 森](#), [木村草太](#)

## 国歌の包摂民主主義化: イギリスとネパール

イギリスにおいて、国歌(国歌の扱い)修正案が3月から議会で審議されることになった。ガーディアン、ニューステイツマン、ニューヨークタイムズなど英米各紙が伝えている。といっても、複雑怪奇な歴史の国イギリスのこと、議論は少々わかりにくい。

### ▼イギリス(グレートブリテン・北部アイルランド連合王国)[英国, UK]

- ・グレートブリテン＝イングランド＋スコットランド＋ウェールズ
- ・北アイルランド

現在の英国国歌「女王賛歌(God Save the Queen)」は、正確には「グレートブリテン・北部アイルランド連合王国(UK)」としてのイギリスの国歌。ところが、著名な国際スポーツ大会などには、UKとしてではなく、イングランド、スコットランド、ウェールズがそれぞれ独立のチームとして参加し、それぞれの「国歌」を歌う。

- ・イングランド＝「女王賛歌」
- ・スコットランド＝「スコットランドの花」
- ・ウェールズ＝「わが父祖の国」

あれ？ ちょっと変では、とだれでもいぶかるであろう。たとえば、日本に例えるなら、こんな具合だ。

- ・東京チーム＝「君が代」
- ・大阪チーム＝「好きやねん、大阪」
- ・福岡チーム＝「炭坑節」

イングランドは、UKの一部にすぎないのに、サッカーやラグビーなどの試合の際、特権的に「女王賛歌」を使う。あるいは逆に、イングランドはイングランド自身の「国歌」を歌うことができない。いずれにせよ、おかしいのではないか？ イングランドも、「女王賛歌」の使用をやめ、スコットランドやウェールズと同じように、イングランド独自の「国歌」を制定し、それを使うべきだ。たとえば、ウィリアム・ブレイク「エルサレム」がよいのではないか。これが、英国国歌(国歌の扱い)修正案の提案理由だ。

この法案は、UK国歌としての「女王賛歌」の廃止を求めているわけではないが、もし通れば、「女王賛歌」の使用頻度が低下し、国歌としての重みや権威が大幅に低下することは避けられない。政府が反対しているので、当面この法案成立の可能性は低いですが、いずれにせよ、こうした提案が堂々と提出され、議会審議に回されること自体、英国が、一人の女王(国王)、一つの国歌による強力な近代的国民国家統合から、様々な地域や民族の自立的競争的共存の方向に向け大きく転換しつつあることの何よりの証と見てよいであろう。





■英王室 FB より

このような地域や民族の自立的競争的共存の理念を、世界に先駆け高らかに歌い上げているのが、ネパール国歌だ。ネパールは長年使用してきたそれまでの国歌(国王賛歌)を廃止し、2007年暫定憲法により正式に新国歌(幾百の花)を制定した。これが現行国歌。

【ネパール国歌】(一部略, 訳者不詳, ウィキ日本語版)

幾百という花からなる我々は一つの花環、ネパールの民  
主権をもちメチからマハカリまで広まりある

....

見識の地、平和の地、タライ平原、山間地、ヒマラヤ  
分かつことのできない、我らが愛しの祖国ネパール  
多種多様な民族、言語、宗教、文化の宝庫  
いや進む我らが国家、ネパール万歳

【ネパール旧国歌】(冒頭部分のみ, 佐伯和彦訳, 『南アジアを知る事典』より)

知恵深く、雄々しく、恐れを知らぬ

尊き国王よ。

大いなる国王陛下にとこしえの栄あれ、

大君の長寿を祈り、

民びとの発展を愛もて叫ばん、

ネパールの民たる我らこそぞりて。

....

幾百の花(地域や民族)を一つの花環(国民国家)に統合するという理念の実現可能性や、歌詞や曲の芸術的評価はさておき、すくなくともこのネパール国歌の包摂民主主義の理念それ自体は、間違いなくグローバル化時代の世界諸国の未来を先取りしている。イギリスはかなり近づいた。日本も見習うべきだろう。

ネパール憲法には世界最先端の革命的規定が他にも無数てんこ盛り。ネパール憲法は、スゴイ!



■ネパール国章(2015年憲法付則3)

[参照]

\*1 Michael Wilkinson, "Replace God Save The Queen with new English national anthem, urge MPs," Telegraph, 13 Jan 2016

\*2 STEPHEN CASTLEJAN, "England Weighs Its Own Anthem to Rival 'God Save the Queen'," New York Times, 14-01-2016

\*3 [しっくりこない新国歌](#)

\*4 [新国歌制定への疑問](#)

\*5 [新国歌は試作品だ, A. グルン](#)

谷川昌幸(C)

2016/01/20 at 15:12 カテゴリー: [音楽](#), [憲法](#), [文化](#), [民族](#), [民主主義](#) Tagged with [イギリス](#), [包摂民主主義](#), [国歌](#)

## [暖冬異変, 花咲き実ふくらむ](#)

今年のお正月は、丹後の村でも異常に暖かい。陽は燦燦、例のヒドイ名をつけられ、いわれなき差別をされているお気の毒な青い花ばかりか、タンポポや他の名も知らぬ花々も咲き始めている。

ビワの実も、はや大きくなり始めた。ビワといえば初夏の果物だが、こんなに早くから大きくなって大丈夫だろうか？

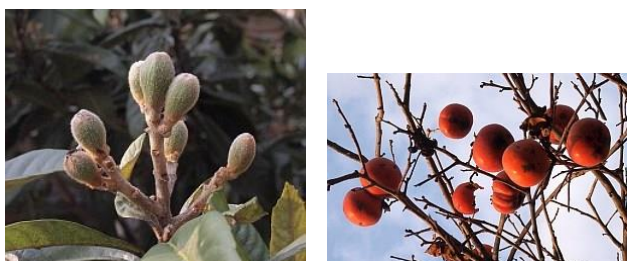
暖冬はありがたいが、寒くあるべき時に寒くないと、やはり不安だ。



■初春の花(特に名を秘す)／タンポポ



■野菊のような花(晩秋の花か?)／名称?(秋に多い)



■ビワの実／超豊作の柿, まだ残り野鳥のエサとなっている

谷川昌幸(C)

2016/01/02 at 16:34 カテゴリー: [自然](#) Tagged with [環境](#), [温暖化](#)

## 石油・ガス販売, 一部自由化

ネパール政府は, 私企業の「マリカ石油」に石油販売認可を出した。12月31日付「リパブリカ」が報道した。

記事によれば, 今回の石油販売認可募集には4社が応募, その中から「マリカ石油」が選ばれた。同社は, 1年半後をめどに, 石油販売を始めるという。

「マリカ石油」は, 当面, チトワン, ビルタモド, ネパールガンジに石油備蓄タンクを設置し, インドの会社から石油を仕入れ, ネパール石油公社より安く販売する予定。ただし, 価格は政府の定める価格帯内となる。

「マリカ石油」は, LPガス販売認可も申請しているが, こちらの認可はまだ降りていない。

今回の石油販売一部自由化は, インド「非公式経済封鎖」と無関係ではあるまい。封鎖下でも石油・ガス類は相当量はいってきており, 公然の「ヤミ取引」で広く流通している。「ヤミ石油」。そんな不透明でバカ高い「ヤミ石油」を黙認するくらいなら, 自由化し価格競争してもらおう方がまし, という事か?

石油に限らず, 統制経済は, 弱者のためとはいえ, 競争原理が働かないため, 往々にして不合理となりがちだ。たとえば, これは安い方の例だが, バス料金。いまたしか 15 ルピーほど。学生はさ

らに割引がある。カトマンズなど、都市部はインフレで物価は高い。ガソリンも軽油も高い。それに比べ、バス料金は異常に安い。どこかにしわ寄せがいつている、と見るのが自然だろう。

ネパールは、新憲法の下でも、依然として「社会主義」国家である。グローバル資本主義化の下で、新生ネパールがこれから先、社会主義の観点からどこまで経済活動を統制するか、難しい選択である。



■ラトナ公園バス停

#### [参考]

日本の地方のバス路線は、すでに「社会主義化」されている。帰省や買い物で人出が多いはずの12月30日、村を通るバスに乗ったら、乗客は1人だけ。そして、驚くべきは、その低料金。150円で相当長距離乗れる。地域住民のために、採算度外視で運行されているのだ。[追加1月3日]3日も人出は多いはずなのに、何と、先客ゼロ。これで、料金は域内上限200円！

谷川昌幸(C)

2016/01/01 at 19:24 カテゴリー: [経済](#) Tagged with [バス](#), [統制経済](#), [公共料金](#)